

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	小 池 勇 士
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 2 年 12 月 28 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和 2 年 12 月 28 日、新宿区監査委員に対し、同年 9 月 11 日付けで締結された新宿区立清風園解体及び既存擁壁改築工事実施設計等業務委託（以下「本件契約」という。）について、その前提である令和 2 年度新宿区一般会計補正予算（第 4 号）の成立に当たって、区側の説明に誤りがあり、これを理由として、本件契約は違法又は不当であるとする住民監査請求を行った。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。

本件請求において請求人は、本件契約の前提である予算の成立に当たって、議会における区側の説明に誤りがあり、これをもって本件契約は違法又は不当であると主張しているが、これは議会の議決そのものを問題としているものと認められる。

しかしながら、法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、議会の議決の是

正を目的とするものではなく（最高裁判所昭和 31（オ） 61 昭和 37 年 3 月 7 日判決）、議決機関である議会の議決は、同条に定める住民監査請求の対象には当たらない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法である。